

○自治医科大学学則

(昭和 47 年 2 月 5 日制定)

第 1 章 総則

(目的及び使命)

第 1 条 自治医科大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(昭和 22 年法律第 25 号)及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づき、医学及び看護学の教育及び研究を行い、へき地等の地域社会の医療の確保及び向上のために高度な医療能力を有する医師を養成するとともに、高度な医療と地域の看護に従事できる看護職者を養成することを目的とし、あわせて医学及び看護学の進歩を図り人類の福祉に貢献することを使命とする。

(自己点検・評価)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、その結果に基づいて教育研究活動等の改善及び充実に努める。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の認定及び実施体制については、別に定める。

(学部及び学科の組織及び目的)

第 3 条 本学に、医学部医学科及び看護学部看護学科を置く。

2 医学部医学科は、医の倫理に徹し、高度な医学知識と臨床的能力を備え、かつ、医療に恵まれない地域の医療に進んで挺身する気概ある医師を養成することを目的とする。

3 看護学部看護学科は、高い資質と倫理観を持ち、高度な医療並びに地域住民の保健医療及び福祉に貢献できる総合的な看護職者を養成することを目的とする。

(大学院)

第 4 条 本学に大学院を置く。

2 大学院学則は、別に定める。

第 2 章 授業科目並びに学科目及び講座

(授業科目)

第 5 条 本学の授業科目は、医学科にあつては別表第 1、看護学科にあつては別表第 2 のとおりとする。ただし、必要があるときは、分科を置くことができる。

(学科目及び講座)

第 6 条 本学に置かれる学科目及び講座は、別に定める。

第 3 章 収容定員

(収容定員)

第 7 条 本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
医学部	医学科	100 人	600 人
看護学部	看護学科	105 人	420 人
計		205 人	1,020 人

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科の入学定員は、平成 20 年度は 110 人、平成 21 年度から平成 23 年度までは 113 人、平成 24 年度から令和 6 年度までは 123 人とし、医学部医学科の収容定員は、次のとおりとする。

平成 20 年度	610 人	平成 29 年度から令和 6 年度まで	738 人
----------	-------	---------------------	-------

平成 21 年度	623 人	令和 7 年度	715 人
平成 22 年度	636 人	令和 8 年度	692 人
平成 23 年度	649 人	令和 9 年度	669 人
平成 24 年度	672 人	令和 10 年度	646 人
平成 25 年度	695 人	令和 11 年度	623 人
平成 26 年度	708 人		
平成 27 年度	718 人		
平成 28 年度	728 人		

第 4 章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第 8 条 本学の修業年限は、医学科にあつては 6 年、看護学科にあつては 4 年とする。

(学年及び学期)

第 9 条 学年は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

2 学期は、学年を分けて、次のとおりとする。

(1) 医学部

第 1 学期 4 月 1 日から 7 月 31 日まで

第 2 学期 8 月 1 日から 11 月 30 日まで

第 3 学期 12 月 1 日から 3 月 31 日まで

(2) 看護学部

前学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後学期 10 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休業日)

第 10 条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(2) 春季休業 4 月 29 日から 5 月 5 日まで

(3) 夏季休業 7 月 21 日から 8 月 31 日まで

(4) 冬季休業 12 月 25 日から 1 月 7 日まで

(5) 学年末休業 3 月 21 日から 4 月 11 日まで

2 春季休業、夏季休業、冬季休業及び学年末休業は、教育上必要があるときは、学長は、これを変更することができる。

3 臨時休業日は、その都度学長が定める。

第 5 章 教育課程、履修方法、在学期間等

(授業の方法)

第 11 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項に規定する授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育課程及び履修方法)

第 11 条の 2 教育課程は、医学科にあつては別表第 1、看護学科にあつては別表第 2 のとおりとする。

2 教育課程の授業科目の履修方法については、教授会の意見を聴いて、別に定める。

(1 年間の授業期間)

第 12 条 1 年間の授業を行う期間は、35 週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法等)

第 13 条 各授業科目の単位計算方法は、次の基準によるものとする。

(1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 演習については、医学科にあつては 15 時間、看護学科にあつては 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、医学科にあつては 30 時間、看護学科にあつては 45 時間をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、看護学科にあつては教育上必要があると認めたときは、講義及び演習については、15 時間から 30 時間まで、実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲の時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

3 授業科目の単位数については、別表第 1 及び第 2 に定める単位数によるものとする。

(授業科目修了の認定及び単位の授与)

第 14 条 授業科目修了の認定及び単位の授与は、試験その他の審査によりこれを行う。

2 前項に関する取扱いは、医学科においては医学部教授会、看護学科においては看護学部教授会の意見を聴いて、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 14 条の 2 新たに本学の第 1 年次に入学した者が入学前に、他大学において履修した授業科目について修得した単位は、教育上有益と認める場合は、本学において履修したものとして認定することができる。

2 前項により、修得したものとして認定し、又は与えることができる単位数は、60 単位を超えない範囲とする。

3 入学前の既修得単位の取扱いは、別に定める。

(成績の評価)

第 15 条 授業科目の成績は、優、良、可及び不可の 4 種とする。

2 前項の評価基準並びに前条の試験及び審査方法は、教授会の意見を聴いて、別に定める。

(在学期間)

第 16 条 医学科における在学期間は、第 3 学年修了まで通算して 5 年以内、第 6 学年修了まで通算して 9 年以内とする。ただし、第 1 学年及び第 2 学年の在学期間は、それぞれ 2 年を超えることができない。

2 看護学科における在学期間は、8 年以内とする。

3 第 23 条の規定による再入学又は転入学者の入学前における当該大学の在学期間は、本学の在学期間に通算するものとする。

第 6 章 入学、進級、退学、休学、除籍等

(入学等)

第 17 条 入学及び進級の時期は、毎年 4 月とする。

(入学資格)

第 18 条 本学に入学を許可される者は、次の各号の一に該当する者で、本学が行う入学検定に合格し、かつ、所定の手続きを経たものでなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(進級)

第 19 条 進級の取扱いは、医学科においては医学部教授会、看護学科においては看護学部教授会の意見を聴いて、別に定める。

(退学)

第 20 条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、事由を詳記した退学願を提出し、かつ、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第 21 条 病気その他やむを得ない事由により 3 箇月以上修学できない者は、医師の診断書又は詳細な事由書を提出のうえ、学長の許可を受け、その学年の終わりまで休学することができる。ただし、特別の事由がある場合は、1 年を限り延長を許可することがある。

- 2 休学期間は、通算して 3 年をこえることはできない。
- 3 休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を受けて、復学することができる。
- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。

第 22 条 削除

(再入学及び転入学)

第 23 条 次の各号の一に該当する者があるときは、学生の欠員があり、かつ、教育上差し支えない場合に限り、学長は、選考のうえ相当の学年に入学を許可することができる。

- (1) 第 20 条の規定により退学した者又は第 24 条第 2 号及び第 3 号の規定により除籍された者のうちその事由が消滅したもので再入学を願い出たもの
- (2) 他の大学の医学部医学科に在学する者で所属大学長の許可書を添えて本学の医学部医学科に転入学を願い出たもの
- (3) 他の大学の看護学部看護学科その他これに相当する学部学科に在学する者で所属大学長の許可書を添えて本学の看護学部看護学科に転入学を願い出たもの

(除籍)

第 24 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

- (1) 第 16 条に定める在学期間をこえた者

- (2) 第 21 条第 1 項又は第 2 項に定める休学期間をこえてなお修学できない者
- (3) 病気その他の事由により成業の見込みがないと認められた者
- (4) 看護学科にあっては、第 26 条に定める授業料、実験実習費及び施設設備費の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者
- (6) 死亡した者

第 7 章 卒業及び学位

(卒業及び学位)

第 25 条 学長は、次の各号のすべてに該当する者に対し、教授会の意見を聴いて、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

- (1) 第 8 条に規定する修業年限以上在学した者
 - (2) 第 11 条の 2 第 1 項に規定する教育課程を履修した者
 - (3) 医学科にあっては、Post-CC OSCE、卒業試験及び総合判定試験に合格した者
- 2 前項の規定により卒業した者に対し、医学科においては学士(医学)、看護学科にあっては学士(看護学)の学位を授与するものとする。
- 3 学位の授与に関する必要な事項は、別に定める。
- 4 医学科における卒業試験、総合判定試験その他卒業の取扱いについては、医学部教授会の意見を聴いて、別に定める。

第 8 章 入学検定料、入学料、授業料等

(入学検定料、入学料、授業料等)

第 26 条 本学の入学検定料、入学料並びに授業料、実験実習費及び施設整備費(以下「授業料等」という。)の額は、次のとおりとする。

区分	医学部	看護学部
入学検定料	20,000 円	30,000 円
入学料	1,000,000 円	500,000 円
授業料	年額 1,800,000 円	年額 850,000 円
実験実習費	年額 500,000 円	年額 300,000 円
施設設備費	年額 1,300,000 円	年額 200,000 円

- 2 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 8 号)に基づき、授業料等減免対象者として本学が認定した学生に対して、前項に規定する入学料及び授業料の減免を行うものとする。

(入学検定料の納入)

第 27 条 入学検定料は、入学志願書提出の際に、納入するものとする。

- 2 前項の規定により納入した入学検定料は、返還しない。

(入学料、授業料等の納入)

第 28 条 医学科における入学料、授業料等は、自治医科大学医学部修学資金貸与規程(昭和 47 年 4 月 1 日制定)の定めるところにより納入するものとする。

- 2 看護学科における入学料は、入学手続の際納入するものとする。
- 3 看護学科における授業料等は、年額の 2 分の 1 に相当する額を、毎年 4 月及び 10 月のそれぞれの月の末日までに納入しなければならない。

4 第2項の規定により納入した入学料は、返還しない。

第29条 削除

(休学の場合における授業料等)

第30条 第21条に規定する休学の許可を受けた者については、月割計算により、休学した日の前日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までの授業料等を免除するものとする。

(看護学科における復学した場合の授業料等)

第31条 看護学科において、学年の中途に復学した者の授業料等は、月割計算により、復学した日の属する月から次の納入期の前月までの授業料等に相当する額を、復学した月の末日までに納入しなければならない。

(看護学科における退学等の場合の授業料等)

第32条 看護学科において、学年の途中で退学し、又は除籍された者の授業料は、月割計算により、退学し、又は除籍された月までの授業料等に相当する額を徴収する。

2 第34条第2項に規定する停学の期間中に係る授業料は、徴収する。

第9章 表彰及び懲戒

(表彰)

第33条 学長は、学業及び操行が優秀で他の学生の模範となる学生を、教授会の意見を聴いて、表彰することができる。

(懲戒)

第34条 学長は、学生が学則その他の規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、教授会の意見を聴いて、その学生を懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び譴責とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第35条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第36条 本学所定の授業科目中、1科目又は数科目について聴講を志願する者があるときは、教育に支障のない限り、選考のうえ、聴講生としての入学を許可することがある。

2 前項の授業科目には、実験、実習及び実技は含まれない。

3 前2項に定めるもののほか、聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 37 条 本学所定の授業科目中、1 科目又は数科目について履修を志願する者があるときは、教育に支障のない限り、選考のうえ、科目等履修生としての入学を許可することがある。

2 科目等履修生で授業科目を履修し、試験に合格した者に対しては、当該授業科目の単位修得の認定を行うことができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。
(外国人留学生)

第 38 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、教育研究に支障のない限り、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項に定めるもののほか、外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第 11 章 公開講座

(公開講座)

第 39 条 本学は、公開講座を開催することがある。

2 公開講座の開催に関し必要な事項は、別に定める。

第 12 章 職員の組織

(職員の組織)

第 40 条 本学に、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、事務職員及び技術職員を置く。

2 前項のほか、本学に副学長その他必要な職員を置くことができる。

3 職員の職務については、別に定める。

第 13 章 教授会等

(教授会)

第 41 条 本学の医学部及び看護学部に、教育研究に関する重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、学部長及び教授をもって組織する。ただし、必要があると認めるときは、医学部においては准教授を、看護学部においては准教授及び講師を加えることができる。

3 教授会は、学長が次の事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学則の制定及び改廃に関する事項

(2) 学科課程、授業及び試験に関する事項

(3) 学生の入学、退学、休学及び卒業に関する事項

(4) 学位の授与に関する事項

(5) 学生の厚生補導及び賞罰に関する事項

(6) 教授、准教授の人選に関する事項

4 教授会は、前項に定めるもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 教授会の運営に関する規程は、別に定める。

(学長補佐会議)

第 41 条の 2 本学に、学長の諮問組織として学長補佐会議を置く。

2 学長補佐会議に関する規程は、別に定める。

第 14 章 教育研究施設

(教育研究施設)

第 42 条 本学に、次の教育研究施設を置く。

- (1) 附属病院
- (2) 附属さいたま医療センター
- (3) 地域医療学センター
- (4) 分子病態治療研究センター
- (5) 情報センター
- (6) 図書館
- (7) RI センター
- (8) 実験医学センター
- (9) メディカルシミュレーションセンター
- (10) 先端医療技術開発センター
- (11) 地域臨床教育センター
- (12) データサイエンスセンター

第 15 章 学生寮

(学生寮)

第 43 条 本学に、学生寮を置く。

2 学生寮に関する規程は、別に定める。

第 16 章 補則

(細則への委任)

第 44 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のための必要な細則は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 47 年 12 月 1 日)

この規則は、昭和 47 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 49 年 12 月 23 日)

この規則は、昭和 50 年度の入学試験に係るものから適用する。

附 則(昭和 50 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 52 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条第 1 項及び第 2 項並びに第 18 条第 1 項の改正規定は、昭和 53 年度に入学した者から適用する。

附 則(昭和 53 年 10 月 1 日)

この規則は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 31 条の改正規定は、昭和 54 年 4 月 1 日以降受入れ又は研究期間を更新した者に適用する。

附 則(昭和 54 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 10 月 1 日)

この規則は、昭和 54 年 10 月 1 日から施行し、昭和 55 年度入学者選抜試験から適用する。

附 則(昭和 55 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 4 月 1 日)

- 1 この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の自治医科大学学則第 20 条第 2 項の規定は、昭和 56 年 4 月 1 日以後の休学から適用する。

附 則(昭和 56 年 10 月 1 日)

この規則は、昭和 56 年 10 月 1 日から施行し、昭和 57 年度入学者選抜試験から適用する。

附 則(昭和 58 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 9 月 1 日)

この規則は、昭和 59 年 9 月 1 日から施行し、昭和 60 年度入学者選抜試験から適用する。

附 則(昭和 60 年 4 月 1 日)

- 1 この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の自治医科大学学則(以下「改正後の規則」という。)第 4 条第 1 項第 1 号、別表第 1 及び別表第 3(心理学の時間及び単位に係る部分に限る。)の規定は、昭和 60 年度の入学者から適用し、昭和 59 年度までの入学者については、なお従前の例による。

- 3 改正後の規則第 10 条第 2 項及び別表第 3 (人間生物学の時間及び科目数に係る部分に限る。)の規定は、昭和 59 年度の入学者から適用し、昭和 58 年度までの入学者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規則第 24 条第 2 号から第 5 号までの規定は、昭和 61 年度の入学者から適用し、昭和 60 年度までの入学者については、なお従前の例による。

附 則(昭和 61 年 2 月 6 日)

- 1 この規則は、昭和 61 年 2 月 6 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の自治医科大学学則第 4 条第 1 項第 1 号、第 18 条第 2 項、別表第 1 及び別表第 3 の規定は、昭和 61 年度の入学者から適用し、昭和 60 年度までの入学者については、なお従前の例による。

附 則(昭和 62 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 4 月 1 日)

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 4 月 1 日)

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 8 月 28 日)

この規則は、栃木県知事の認可の日(平成 2 年 8 月 28 日)から施行する。

附 則(平成 3 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 3 年度において第 6 学年になる者に対する改正後の別表第 3 の 2 の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 4 年 4 月 1 日)

- 1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の自治医科大学学則(以下「改正後の規則」という。)第 23 条第 2 項の規定は、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。
- 3 改正前の自治医科大学学則第 23 条第 2 項の規定による医学士の称号は、改正後の規則第 23 条第 2 項の規定による学士(医学)の学位とみなす。

附 則(平成 4 年 6 月 1 日)

この規則は、平成 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 4 月 1 日)

- 1 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 5 年 3 月 31 日に在学する者及び第 21 条の規定により平成 5 年 4 月 1 日以降に 2 学年以上の相当する学年に入学を許可された者については、改正後の自治医科大学学則の規定（第 9 条の規定を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 5 月 30 日）

- 1 この規則は、平成 7 年 5 月 30 日から施行する。
- 2 改正後の第 24 条第 1 号の規定は、平成 8 年度の入学者選抜試験から適用し、改正後の第 24 条第 2 号から第 5 号までの規定は、平成 8 年度の入学者から適用する。
- 3 この規則の施行の際現に自治医科大学に在学する者については、この規則による改正後の自治医科大学学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日）

- 1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 3 の 4 総合医療中総合医療 II 及び総合医療 III に係る規定は、平成 7 年度の入学者から適用し、平成 6 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年規則第 2 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年規則第 1 号）

- 1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 10 条第 2 項及び別表第 3 の 7 の規定は、施行日において第 6 学年の者については、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年規則第 7 号）

- 1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 3 の 1 総合教育に係る規定は、平成 11 年度の入学者から適用し、平成 11 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 4 月 1 日）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する

附 則（平成 11 年規則第 6 号）

- 1 この規則は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 24 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定は、平成 12 年度の入学者から適用し、平成 11 年度までの入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年規則第 1 号）

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の別表第 3 の 2 医科学入門、3 基礎医学入門並びに 4 総合医療の総合医療 I 及び総合医療 II の規定は、平成 12 年度の入学者から適用し、平成 12 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第 3 の 4 総合医療の総合医療 IV、5 基礎臨床系統講義、7 臨床医学 I、8 臨床医学 II 及び 9 社会医学の規定は、施行日に新たに第 3 学年に進級した者から適用し、平成 12 年 3 月 31 日に第 3 学年、第 4 学年及び第 5 学年に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年規則第 5 号)

この規則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行すること。

附 則(平成 12 年規則第 7 号)

この規則は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年規則第 8 号)

この規則は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 6 号)

この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 8 号)

- 1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 14 年度から平成 16 年度までの各年度における看護学部看護学科の第 3 学年編入学定員及び収容定員は、この規則による改正後の自治医科大学学則(以下「改正後の規則」という。)第 7 条の規定にかかわらず次の表のとおりとする。

年度	第 3 学年編入学定員	収容定員
平成 14 年度	0 人	100 人
平成 15 年度	0 人	200 人
平成 16 年度	10 人	310 人

- 3 この学則の施行日前に医学部医学科に入学した者については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 14 年規則第 7 号)

- 1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の 1 総合教育、3 基礎医学及び 11 卒業に必要な単位数の規定は、平成 15 年度の入学者から適用し、平成 15 年度 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 15 年規則第 1 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年規則第 2 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年規則第 7 号)

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 16 条第 1 項、第 19 条第 1 項第 1 号から第 4 号及び第 6 号、第 25 条第 1 項第 3 号及び同条第 3 項の規定並びに別表第 1 の規定は、平成 16 年度の入学生から適用し、平成 16 年 3 月 31 日在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に在学する者で施行日以後新たに第 3 学年に進級する者については、改正前の別表第 1 の 5 基礎臨床系統講義の授業科目の腫瘍を除き、必修 18 科目、合計 40.9 単位として適用し、かつ、改正後の別表第 1 の 7 臨床医学 I 及び 9 社会医学 II に係る規定を適用する。

附 則(平成 17 年規則第 2 号)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の 1 総合教育に係る規定は、平成 17 年度の入学者から適用し、平成 17 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年規則第 1 号)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の 5 基礎臨床系統講義及び 11 卒業に必要な単位数に係る規定は、施行日以後第 3 学年に進級する者から適用し、平成 18 年 3 月 31 日現在第 3 学年から第 6 学年までに在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年規則第 8 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 6 号)

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 9 号)

この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 1 号)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 の規定は、施行日以降に入学する者から適用し、平成 20 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年規則第 5 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の 3 基礎医学の動物性機能生理学、植物性機能生理学及び細菌学の規定は、平成 21 年度の入学者から適用し、平成 21 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表第1の6 社会医学Ⅰの規定は、平成21年度の入学者から適用し、平成21年3月31日に第1学年に在学する者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第1の3 基礎医学の臨床解剖学、5 基礎臨床系統講義及び11 卒業に必要な単位数に係る規定は、施行日に新たに第3学年に進級した者から適用し、平成21年3月31日に第3学年、第4学年及び第5学年に在学する者については、なお従前の例による。
- 5 改正後の別表第1の7 臨床医学Ⅰ及び9 社会医学Ⅱの規定は、施行日に新たに第3学年及び第4学年に進級した者から適用し、平成21年3月31日に第4学年及び第5学年に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成22年規則第2号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定にかかわらず、平成22年3月31日に在学する看護学部編入学者については、なお、従前の例による。

附 則(平成23年規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第2号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2(第5条、第11条関係)に係る規定は、平成24年度の看護学部入学者から適用し、平成24年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成25年規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第6号)

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第8号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第1号)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2(第5条、第11条関係)に係る規定は、平成29年度の看護学部入学者から適用し、平成29年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年規則第 1 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年規則第 10 号)

この規則は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年規則第 1 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年規則第 8 号)

この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年規則第 1 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年規則第 5 号)

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の 4 地域医療学に係る規定は、令和 4 年度に第 5 学年及び第 6 学年に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第 2 に係る規定は、令和 4 年度の看護学部入学者から適用し、令和 3 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年規則第 1 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年規則第 2 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年規則第 1 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 5 条、第 11 条の 2 関係)

1 総合教育選択 10 科目以上

授業科目		単位	対象学年	備考
人文社会系	哲学 歴史 文学 心理学 医学古典語 法学 社会学 経済学	10.0 単位以上	1 学年	選択必修
自然系	数学			

	物理学 化学 生物学 情報学 保健体育 医療安全学 薬理学			
外国語系	英語 ドイツ語 フランス語 中国語 韓国語			

2 総合教育必修 13 科目

授業科目	単位	対象学年	備考
心理学概論	1.0 単位	1 学年	必修
生命科学 1	7.15 単位	1 学年	
生命科学 2	2.05 単位	1 学年	
総合体育演習	1.0 単位	1 学年	
総合英語演習	3.2 単位	1 学年	
哲学概論	0.8 単位	1 学年	
地域福祉と社会学	1.0 単位	1 学年	
対人援助の知識と実践	1.0 単位	2 学年	
臨床英語	0.5 単位	2 学年	
医学医療情報学 (医療統計学) (医学医療情報学実習)	2.05 単位 (1.3 単位) (0.75 単位)	1 学年	
倫理学概論	0.8 単位	1 学年	
医科教養	5.7 単位	1 学年	
計	26.25 単位		

3 基礎医学 必修 18 科目 選択 1 科目

授業科目	単位	対象学年	備考
解剖学	5.1 単位	1 学年	必修
組織学（総論）	1.8 単位	1 学年	
組織学（各論）	2.85 単位	2 学年	
神経解剖学	1.8 単位	2 学年	
人類遺伝学	1.15 単位	1 学年	
生化学	4.1 単位	1 学年	
病態生化学	2.0 単位	2 学年	
動物性機能生理学	3.6 単位	2 学年	
植物性機能生理学	4.75 単位	2 学年	
薬理学	3.7 単位	2 学年	
免疫学	1.2 単位	2 学年	
ウイルス学	2.65 単位	2 学年	

細菌学	2.95 単位	2 学年	
医動物学	2.65 単位	2 学年	
病理学総論	2.4 単位	2 学年	
病理学実習	1.8 単位	3 学年	
発生学	0.8 単位	1 学年	
分子医学入門	0.9 単位	2 学年	
計	46.2 単位		
臨床解剖学	0.75 単位	6 学年	選択

4 地域医療学 必修 9 科目

授業科目	単位	対象学年	備考
早期体験実習	0.65 単位	1 学年	必修
地域医療学総論	1.0 単位	1 学年	
地域医療学各論 1	1.0 単位	2 学年	
地域福祉実習	1.1 単位	2 学年	
地域医療学各論 2	1.9 単位	3 学年	
地域医療学各論 3	1.0 単位	4 学年	
地域医療学各論 4	1.0 単位	5 学年	
地域医療学総括	0.4 単位	6 学年	
医療政策学	0.6 単位	1 学年	
計	8.65 単位		

5 基礎臨床系統講義 必修 19 科目

授業科目	単位	対象学年	備考
循環	3.0 単位	2 学年	必修
腎臓	1.5 単位	2 学年	
消化	3.9 単位	2 学年	
呼吸	2.5 単位	2 学年	
血液	2.5 単位	2 学年	
神経	3.5 単位	3 学年	
内分泌代謝	2.5 単位	3 学年	
アレルギー・リウマチ	1.5 単位	3 学年	
皮膚	1.5 単位	3 学年	
精神医学	2.6 単位	3 学年	
成長発達	3.4 単位	3 学年	
外科	1.0 単位	3 学年	
運動	1.7 単位	3 学年	
生殖	3.0 単位	3 学年	
泌尿器	1.5 単位	3 学年	
耳鼻咽喉	1.7 単位	3 学年	
眼	1.7 単位	3 学年	
麻酔	1.0 単位	3 学年	
感染	2.3 単位	3 学年	
計	42.3 単位		

6 社会医学 必修 6 科目

授業科目	単位	対象学年	備考
環境医学	2.5 単位	3 学年	必修
環境医学実習	1.5 単位	3 学年	
疫学	1.8 単位	3 学年	
疫学実習	0.75 単位	3 学年	
公衆衛生学	3.45 単位	5 学年	
法医学・医事法	2.1 単位	3 学年	
計	12.1 単位		

7 臨床医学 I 診断学実習 1 必修 1 科目

診断学実習 2 必修 1 科目

診断学実習 3 必修 1 科目

臨床講義 必修 1 科目

総合診断学 1 必修 1 科目

総合診断学 2 必修 3 科目

臨床実習 必修 31 科目 選択必修 4 科目

授業科目	必修		選択必修	
	単位	対象学年	単位	対象学年
診断学実習 1	2.0 単位	3 学年		
診断学実習 2	1.75 単位	4 学年		
診断学実習 3	1.25 単位	4 学年		
臨床講義	5.0 単位	4～5 学年		
総合診断学 1	0.5 単位	2 学年		
総合診断学 2	6.0 単位	3 学年		
(チュートリアル)	(3.7 単位)			
(症候学)	(1.3 単位)			
(臨床推論)	(1.0 単位)			
臨床実習				
循環器内科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
腎臓内科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
消化器内科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
呼吸器内科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
神経内科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
血液科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年

内分泌代謝科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
アレルギー・リウマチ科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
皮膚科	1.2 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
放射線科	1.2 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
精神科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
小児科	3.6 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
心臓血管外科	1.2 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
呼吸器外科	1.2 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
消化器一般移植外科	3.6 単位	4～5 学年		
脳神経外科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
小児外科又は形成外科・歯科口腔外科（各科 0.6 単位）	1.2 単位	4～5 学年		
整形外科	3.6 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
産科婦人科	3.6 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
泌尿器科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
耳鼻咽喉科	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
眼科	1.2 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
臨床検査	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
地域医療 I	3.6 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
救急	2.4 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
総合医学	4.8 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
感染症科	1.2 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
麻酔科	1.2 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年
集中治療	0.95 単位	4～5 学年	5.0 単位	5～6 学年

臨床薬理	0.25 単位	4～5 学年		
地域医療Ⅱ	2.5 単位	5 学年		
病理診断			5.0 単位	5～6 学年
学外地域病院			5.0 単位	5～6 学年
緩和ケア			5.0 単位	5～6 学年
総合診療内科			5.0 単位	5～6 学年
消化器外科			5.0 単位	5～6 学年
乳腺科			5.0 単位	5～6 学年
移植外科			5.0 単位	5～6 学年
形成外科			5.0 単位	5～6 学年
小児外科			5.0 単位	5～6 学年
医療政策学			5.0 単位	5～6 学年
都道府県拠点病院			5.0 単位	6 学年
計	106.2 単位			

8 臨床医学Ⅱ 必修7科目

授業科目	単位	対象学年	備考
臨床検査医学	1.5 単位	4 学年	必修
歯科口腔外科学	1.0 単位	3 学年	
臨床病理カンファランス	1.5 単位	4 学年	
臨床薬理学	2.0 単位	4 学年	
救急医学	1.0 単位	3 学年	
緩和ケア	0.8 単位	5 学年	
総合医療から考える高齢者医療	0.8 単位	4 学年	
計	8.6 単位		

9 臨床総括講義 必修15科目

授業科目	単位	対象学年	備考
内科学	9.2 単位	5～6 学年	必修
(循環器内科学)	(1.2 単位)	5～6 学年	
(腎臓内科学)	(0.8 単位)	5～6 学年	
(消化器内科学)	(1.2 単位)	5～6 学年	
(呼吸器内科学)	(1.2 単位)	6 学年	
(神経内科学)	(1.2 単位)	6 学年	

(血液学)	(0.8 単位)	5～6 学年
(内分泌代謝学)	(1.2 単位)	6 学年
(アレルギー膠原病学)	(0.8 単位)	6 学年
(老年医学)	(0.4 単位)	6 学年
(災害医療)	(0.4 単位)	6 学年
皮膚科学	0.8 単位	6 学年
放射線医学	1.2 単位	6 学年
精神医学	0.8 単位	6 学年
小児科学	1.6 単位	6 学年
外科学	3.0 単位	6 学年
(呼吸器外科学)	(0.4 単位)	6 学年
(心臓血管外科学)	(0.6 単位)	6 学年
(消化器一般移植外科学)	(1.6 単位)	6 学年
(小児外科学)	(0.2 単位)	6 学年
(形成外科学)	(0.2 単位)	6 学年
脳神経外科学	1.0 単位	6 学年
整形外科学	0.8 単位	6 学年
産科婦人科学	1.6 単位	6 学年
泌尿器科学	0.8 単位	6 学年
耳鼻咽喉科学	0.8 単位	6 学年
眼科学	0.8 単位	6 学年
麻酔科学	0.8 単位	6 学年
臨床検査医学	0.5 単位	6 学年
社会医学	1.0 単位	6 学年
計	24.7 単位	

10 総合科目

授業科目	単位	対象学年	備考
セミナー	15 時間 1.0 単位	全学年	選択
2 学年セミナー	10 時間 1.0 単位	2 学年	

11 卒業に必要な単位数

必修及び選択必修科目の合計	285.0 単位以上
---------------	------------

別表第 2(第 5 条、第 11 条の 2 関係)

授業科目			単位		対象学年
			必修	選択	
基礎科学分野	自然の成り立ち	気象学		1 単位	1～2 学年
		化学		1 単位	1～2 学年
		生物学	1 単位		1 学年

		人体科学の基礎		1 単位	1～2 学年
		医療とバイオテクノロジー		1 単位	1～2 学年
		災害学		1 単位	1～2 学年
		宇宙学		1 単位	1～2 学年
		卒業に必要な単位数	1 単位	2 単位以上	
	人間の本質の理解	哲学		1 単位	1～2 学年
		倫理学	1 単位		1 学年
		歴史学		1 単位	1～2 学年
		心理学	2 単位		2 学年
		社会言語学		1 単位	1 学年、4 学年
		教育学		2 単位	1～2 学年
		人間関係論		1 単位	1 学年
		身体活動論		1 単位	1～2 学年
		保健体育		1 単位	1 学年、4 学年
		基礎英語	1 単位		1 学年
		医療英語コミュニケーション	1 単位		1 学年
		医療英語 ★		1 単位	2 学年、4 学年
		スペイン語 ★		1 単位	1 学年、4 学年
		中国語 ★		1 単位	1 学年、4 学年
		卒業に必要な単位数	5 単位	4 単位以上	
	生活・社会の成り立ち	社会学	1 単位		1 学年
		家族社会学	1 単位		2 学年
		法学（日本国憲法を含む）		2 単位	1 学年、4 学年
		政治と国際関係論		1 単位	1～2 学年
		経済学	1 単位		1 学年
		文化人類学		1 単位	1 学年、4 学年
		ジェンダー論		1 単位	1 学年、4 学年
		情報学		2 単位	1 学年、4 学年

		統計学	1 単位		2 学年
		統計学演習	1 単位		2 学年
		卒業に必要な単位数	5 単位	3 単位以上	
看護学分野	発達過程に共通する看護実践	基礎薬理学	1 単位		2 学年
		臨床薬理学	1 単位		2 学年
		臨床検査学	1 単位		2 学年
		病態学概論	1 単位		1 学年
		病態学各論Ⅰ (消化器・循環器)	1 単位		1 学年
		病態学各論Ⅱ (呼吸器・腎・血液・神経・内分泌代謝・がん)	2 単位		2 学年
		生化学	1 単位		1 学年
		栄養学	1 単位		1 学年
		人体の構造と機能Ⅰ (総論・組織・筋骨格・体液・呼吸・循環)	2 単位		1 学年
		人体の構造と機能Ⅱ (消化器・泌尿器・内分泌・生殖器官・神経・感覚)	2 単位		1 学年
		免疫学	1 単位		1 学年
		微生物学	2 単位		1 学年
		グループ・アプローチ	1 単位		2 学年
		社会福祉論	1 単位		1 学年
		保健医療福祉システム論	2 単位		1 学年
		疫学	2 単位		4 学年
		卒業に必要な単位数	22 単位		
		看護学概論	1 単位		1 学年
		実践基礎看護学概論Ⅰ (看護実践の基盤)	1 単位		1 学年

	実践基礎看護学概論Ⅱ (精神看護)	1 単 位		2 学年
	実践基礎看護学概論Ⅲ (公衆衛生看護)	2 単 位		2 学年
	ヘルスアセスメント演習Ⅰ (基礎)	1 単 位		1 学年
	ヘルスアセスメント演習Ⅱ (展開)	1 単 位		1 学年
	看護技術論Ⅰ (生活環境の調整)	1 単 位		1 学年
	看護技術論Ⅱ (日常生活援助)	1 単 位		1 学年
	看護技術論Ⅲ (診断・検査時の援助)	1 単 位		2 学年
	看護技術演習Ⅰ (生活環境の調整)	1 単 位		1 学年
	看護技術演習Ⅱ (日常生活援助)	1 単 位		1 学年
	看護技術演習Ⅲ (診断・検査時の援助)	1 単 位		2 学年
	看護過程演習	1 単 位		2 学年
	生涯発達看護論	1 単 位		1 学年
	精神看護方法	2 単 位		3 学年
	地域精神看護方法	1 単 位		3 学年
	公衆衛生看護活動論	2 単 位		3 学年
	公衆衛生看護方法論	1 単 位		3 学年
	健康生活支援技術Ⅰ (個人・家族への看護実践)	1 単 位		3 学年
	健康生活支援技術Ⅱ (集団への看護実践)	1 単 位		3 学年
	行政看護管理論	1 単 位		4 学年
	地域健康危機管理論	2 単 位		4 学年
	看護倫理学	2 単 位		4 学年
	看護管理学	1 単 位		4 学年
	看護政策学	1 単 位		4 学年
	国際看護論	1 単		4 学年

			位		
		卒業に必要な単位数	31 単位		
発達過程に焦点をあてた看護実践	生涯発達看護学概論Ⅰ (周産期)	1 単位			1 学年
	周産期実践看護学Ⅰ (妊娠・分娩期)	1 単位			2 学年
	周産期実践看護学Ⅱ (産褥期・新生児期)	1 単位			2 学年
	生涯発達看護学概論Ⅱ (小児期)	2 単位			1 学年
	小児実践看護学Ⅰ (小児保健)	1 単位			2 学年
	小児実践看護学Ⅱ (急性状況・看護技術)	1 単位			2 学年
	小児実践看護学Ⅲ (慢性状況・ヘルスアセスメント)	1 単位			3 学年
	生涯発達看護学概論Ⅲ (成人期)	1 単位			1 学年
	成人実践看護学Ⅰ (機能障害別看護)	2 単位			2 学年
	成人実践看護学Ⅱ (診療看護)	2 単位			2 学年
	成人実践看護学Ⅲ (実践演習)	1 単位			2 学年
	生涯発達看護学概論Ⅳ (老年期)	1 単位			1 学年
	老年実践看護学Ⅰ (日常生活の支援)	1 単位			2 学年
	老年実践看護学Ⅱ (看護の機能・方法)	1 単位			2 学年
	老年実践看護学Ⅲ (看護実践方法)	1 単位			2 学年
	生涯発達看護学概論Ⅴ (リプロダクティブヘルス)	1 単位			2 学年
	助産学概論 *		1 単位		3 学年
	基礎助産学Ⅰ (妊娠期・分娩期) **		1 単位		4 学年
	基礎助産学Ⅱ (産褥期・新生児期・乳児期) **		1 単位		4 学年
	実践助産学Ⅰ (妊娠期) **		1 単位		4 学年
	実践助産学Ⅱ (分娩期) **		2 単位		4 学年
	実践助産学Ⅲ		2 単位		4 学年

		(産褥・新生児期) **			
		実践助産学Ⅳ (母子の健康支援) **		2 単位	4 学年
		実践助産学Ⅴ (切れ目のない支援) **		1 単位	4 学年
		実践地域助産学 **		1 単位	4 学年
		助産管理学 **		1 単位	4 学年
		卒業に必要な単位数	19 単位		
	対象の理解実習		1 単位		1 学年
	日常生活援助実習		3 単位		2 学年
	周産期看護実習		2 単位		3 学年
	小児期看護実習		2 単位		3 学年
	急性期看護実習		2 単位		3 学年
	慢性期看護実習		2 単位		3 学年
	診療看護実習		1 単位		3 学年
	老年期看護実習		1 単位		3 学年
	在宅看護実習		2 単位		3 学年
	精神保健看護実習		2 単位		3 学年
	公衆衛生看護実習		4 単位		3 学年
	助産学実習 **			10 単位	4 学年
	卒業に必要な単位数		22 単位		
総合分野		看護基礎セミナー	1 単位		1 学年
		文献講読セミナー	1 単位		2 学年
		研究セミナー	1 単位		3 学年
		看護総合セミナー	4 単位		4 学年
		看護トピックス	1 単位		4 学年
		多職種連携論Ⅰ (医療チーム)	1 単位		2 学年
		多職種連携論Ⅱ	1 単位		4 学年

	(ヘルスケアチーム)		位		
	がん看護学			1 単位	2 学年、4 学年
	へき地の生活と看護			1 単位	1～4 学年
	総合実習		3 単位		4 学年
	卒業に必要な単位数		13 単位	1 単位以上	
卒業に必要な単位数	118 単位以上	10 単位以上			
	128 単位以上				

*印は、助産師国家試験の受験資格を得ようとする者には必修となる科目

**印は、助産師国家試験の受験資格を得ようとする者だけを対象に開講され、かつ、必修となる科目

★印は、3 科目のうち 1 単位以上選択しなければならない科目